

委員会及び委員の概要①

【都道府県と市町村に置かれる委員会及び委員】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	教育機関の管理、学校の組織編成、教育職員の身分取扱い等に関する事務、教育・学術・文化に関する事務の管理執行	議会の同意を得て長が選任 (§ 4①・②)	○ 教育長 ・ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者 (§ 4①) ○ 委員 ・ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者 (§ 4②)	教育長及び4人の委員 ※ 条例で次のように定めることが可能 ・ 都道府県・市 教育長及び5人以上の委員 ・ 町村 教育長及び2人以上の委員 (§ 3)	—
選挙管理委員会 (地方自治法)	選挙に関する事務・選挙に係るのある事務の管理	議会における選挙 (§ 182①)	・ 選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者 (§ 182①)	4人 (§ 181②)	指定都市にあつては、行政区にも選挙管理委員会を設置 (§ 252-20④)
人事委員会 公平委員会 (地方公務員法)	人事委員会 人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告、職員の試験、選考の実施 人事委員会・公平委員会 勤務条件に関する措置要求・不利益処分の審査等	議会の同意を得て長が選任 (§ 9-2②)	・ 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者 (§ 9-2②)	3人 (§ 9の2①)	議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることが可能(この場合は公平委員会是非設置) (§ 7④)
監査委員 (地方自治法)	財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理の監査、地方公共団体の事務(一部を除く)の執行の監査	議会の同意を得て長が選任 (§ 196①)	・ 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 ・ 議員 (§ 196①)	・ 都道府県・人口25万以上の市 4人 ・ その他の市・町村 2人 ※ 条例でその定数を増加することが可能 (§ 195②)	—

委員会及び委員の概要②

【都道府県のみになれる委員会①】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
公安委員会 〔警察法〕	警察の行政及び運営の管理	<p>議会の同意を得て長が選任 (§ 39①本文)</p> <hr/> <p>長が選任 (§ 39①但書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの (§ 39①本文) 道、府及び指定県にあつては、指定都市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したもの (§ 39①但書) 	<ul style="list-style-type: none"> 都・道・府・指定県 5人 ※ うち2人は指定都市の推薦による者 指定県以外の県 3人 (§ 38②・§ 39①但書) 	—
労働委員会 〔労働組合法〕	労働組合の資格の立証・証明、不当労働行為に関する調査・審問・命令、労働争議の斡旋・調停・仲裁、その他労働関係に関する事務の執行	<p>長が任命 (§ 19-12③)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用者団体が推薦した者（使用者委員） 労働組合が推薦した者（労働者委員） 使用者委員・労働者委員の同意を得た者（公益委員） (§ 19-12③) 	<p>各都道府県ごとに使用者委員・労働者委員・公益委員について政令で定める数</p> <ul style="list-style-type: none"> 各 13人（計39人）（東京都） 各 11人（計33人）（大阪府） 各 7人（計21人）（北海道、神奈川県、愛知県、兵庫県・福岡県） 各 5人（計15人）（上記以外の府県） <p>※ 上記の数に加え、条例で定めるところにより、使用者委員・労働者委員・公益委員各2人（計6人）を加えることが可能 (§ 19-12②)</p>	—

委員会及び委員の概要③

【都道府県のみになれる委員会②】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
収用委員会 〔土地収用法〕	土地収用・使用に関する審理・裁決等	議会の同意を得て長が選任 (§ 52③)	・ 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者 (§ 52③)	7人 (§ 52①)	—
海区漁業調整委員会 〔漁業法〕	漁業調整のため必要な指示 その他の事務	委員の選挙権を有する者が被選挙権を有する者につき選挙 (§ 85③一)	・ 海区内に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であって、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（選挙権・被選挙権の要件） (§ 86①)	9人 ※ 農林水産大臣が指定する海区内に設置される海区漁業調整委員会にあっては、6人 (§ 85③一)	海面（農林水産大臣が指定する湖沼を含む。）につき、農林水産大臣が定める海区内ごとに置く。 (§ 84①)
		長が選任 (§ 85③二)	・ 学識経験がある者 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者 (§ 85③二)	・ 学識経験がある者：4人 ※ 農林水産大臣が指定する海区内に設置される海区漁業調整委員会にあっては、3人 ・ 海区内の公益を代表すると認められる者：2人 ※ 農林水産大臣が指定する海区内に設置される海区漁業調整委員会にあっては、1人 (§ 85③二)	
内水面漁場管理委員会 〔漁業法〕	漁業調整のため必要な指示 その他の事務	長が選任 (§ 131②)	・ 当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者 (§ 131②)	10人 ※ 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることが可能 (§ 131③)	—

委員会及び委員の概要④

【市町村のみに置かれる委員会】

執行機関	権限	選任方法	選任要件	委員定数	設置の特例等
農業委員会 (農業委員会等に関する法律)	農地等利用関係の調整・農地の交換分合その他農地に関する事務	議会の同意を得て長が任命 (§ 8①)	<ul style="list-style-type: none"> 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者 (§ 8①) 委員は、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。(その区域内における認定農業者が少ない場合等は適用除外) <ol style="list-style-type: none"> ①認定農業者である個人 ②認定農業者である法人の業務を執行する役員又は認定農業者である法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する使用人 (§ 8⑤、施行規則 § 3) 	農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して以下の基準に従い条例で定める数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10a(北海道は30a)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数(基準農業者数)が1,100以下、又は、その区域内の農地面積が1,300ha以下:14人(農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会は27人) ・ 基準農業者数が6,000超、かつ、その区域内の農地面積が5,000ha超:24人(農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会は47人) ・ 上記以外:19人(農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会は37人) (§ 8②、施行令 § 5) 	<ul style="list-style-type: none"> 区域内に農地のない市町村には置かない。 (§ 3①) 区域が著しく大きい市町村(24,000ha以上)、区域内の農地面積が著しく大きい市町村(7,000ha以上)は、区域を二以上に分けて各区域に設置することが可能 (§ 3②、施行令 § 3) 区域内の農地面積が次を超えない市町村にあつては、置かないこととすることが可能(北海道800ha、都府県200ha) (§ 3⑤、施行令 § 4) 指定都市にあつては区(総合区を含む)ごとに設置 (§ 41①) ※ 区域内の農地面積が1,600ha未満の場合、区が新たに設置された場合、農業事情の共通な地域が区をまたがって存在している場合には、区ごとに置かないこととすることが可能 (§ 41②、告示)
固定資産評価審査委員会 (地方税法)	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	議会の同意を得て長が選任 (§ 423③)	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者 (§ 423③) 	3人以上で当該市町村の条例で定める数 (§ 423②)	-